

福岡市アスベスト対策推進プラン (第二次)

平成30年3月

福岡市環境保全プロジェクト推進本部

アスベスト対策調整部会

目 次

- 1 アスベスト対策推進プラン（第二次）策定の趣旨
- 2 アスベスト対策推進プランの成果及び課題
- 3 アスベスト対策推進プランの枠組み
 - (1) 位置づけ
 - (2) 推進体制
 - (3) 実施期間
- 4 アスベスト対策推進プランの方針と目的
 - (1) プランの方針
 - (2) プランの方針における目的と施策
- 5 方針別の施策の展開
 - 方針1 建築物のアスベスト除去推進
 - 方針2 建築物の解体等工事からのアスベスト飛散防止
 - 方針3 情報の一元化，市民への情報発信
 - 方針4 災害時のアスベスト飛散・ばく露防止
- 6 施策の進行管理
 - (参考)
 - ・用語の定義
 - ・施策の体系図

1 アスベスト対策推進プラン（第二次）策定の趣旨

本市におけるアスベスト（石綿）対策については、全庁が一丸となって取り組むため、平成23年度に「福岡市環境保全プロジェクト推進本部」に「アスベスト対策調整部会」を設置し、平成25年度に「福岡市アスベスト対策推進プラン」（実施期間：平成25年度～29年度）を策定した。当該プランに基づく取り組みにより、建築物のアスベスト使用実態把握と除去推進、解体等工事からのアスベスト飛散防止及び積極的な情報発信等に一定の成果を得た。

しかしながら、アスベストを使用した建築物の老朽化に伴う民間建築物の解体棟数は今後増加すると推定されていることを踏まえ、更に各局の連携を強化し、使用実態の把握や建築物の解体に伴う飛散防止策の徹底が重要となる。

また、平成23年の東日本大震災等において、建築物の損壊等によりアスベストが飛散する恐れが発生しており、平成28年5月に総務省から災害時におけるアスベスト対策の強化が勧告されたことなどから、災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止策も必要とされている。

これらの状況を踏まえ、「福岡市アスベスト対策推進プラン」に基づき、関係局が緊密に連携して推進してきた対策を一層強化し、総合的・計画的に推進するため、福岡市のアスベスト対策の基本方針である「福岡市アスベスト対策推進プラン（第二次）」を策定するものである。

2 アスベスト対策推進プランの成果及び課題

「アスベスト対策推進プラン」の3つ方針である「建築物のアスベスト除去推進」、
「建築物の解体等工事からのアスベスト飛散防止」、「情報の一元化、市民への情報発信」に基づき、各局が連携して施策に取り組み、着実に成果を上げているが、今後も、災害時の対策の整備など更なるアスベスト対策の強化が求められている。

<アスベスト対策プランの方針毎の成果及び課題>

1 建築物のアスベスト除去推進

【主な成果】

- 市有建築物のアスベスト除去推進及び適切な管理
吹付けアスベスト除去等の迅速かつ適切な処理及び封じ込め・囲い込み済み施設の適切な管理
- 民間建築物のアスベスト使用実態調査の進捗
大規模建築物（延べ面積 1,000 m² 以上）の吹付けアスベストの使用実態把握は 9 割以上完了

【主な課題】

- 市有建築物におけるアスベスト使用状況の把握が困難な個所への対応
- 民間建築物（延べ面積 1,000 m² 未満）のアスベスト使用実態把握

2 建築物の解体等工事からのアスベスト飛散防止

【主な成果】

- 工事の届出漏れ防止
関係部局・関係機関との連携強化による届出漏れの未然防止
- 工事の監視・指導による飛散防止
立入調査等による適正除去指導及びアスベスト含有廃棄物の適正処理指導

【主な課題】

- アスベスト使用建築物等の老朽化に伴う民間建築物の解体棟数増加への対応
- 関係局・関係機関が連携した適切な監視・指導の継続

3 情報の一元化，市民への情報発信

【主な成果】

- 市民の安全・安心の確保
情報の一元化と情報発信・相談等への対応
- アスベストによる大気汚染状況の把握
一般環境大気中のアスベスト濃度把握と非飛散性アスベストの飛散状況把握

【主な課題】

- 市民の安全・安心を確保するための情報発信及び調査等の継続

<今後の課題>

災害時のアスベスト飛散・ばく露防止

【主な課題】

- 地震等の災害によるアスベスト使用建築物の損壊，解体工事等に伴い生じるアスベストの飛散・ばく露防止策の整備

3 アスベスト対策推進プランの枠組み

(1) 位置づけ

本推進プランは、本市の関係局が、アスベスト対策における所管する事項について、法令や国からの通知等に基づく対策等を総合的・計画的に推進するための基本方針となるものである。

(2) 推進体制

福岡市環境保全プロジェクト推進本部アスベスト対策調整部会において、総合的な対策の推進のために必要な検討・協議を行い、関係局が一丸となって「福岡市アスベスト対策推進プラン（第二次）」に基づく施策を推進していく。

(3) 実施期間

平成30年度から平成39年度までとする。

実施期間内においても、社会経済状況の変化などを見ながら、必要に応じて見直しを行う。

4 アスベスト対策推進プランの方針と目的

(1) プランの方針

本推進プランは、4つの「方針」に基づき施策を展開していく。

方針1 建築物のアスベスト除去推進

方針2 建築物の解体等工事からのアスベスト飛散防止

方針3 情報の一元化、市民への情報発信

方針4 災害時のアスベスト飛散・ばく露防止

(2) プランの方針における目的と施策

方針1 建築物のアスベスト除去推進

【目的】

アスベスト使用実態の把握を進め、除去等の適切な処理を推進する。

【施策】

- (1) 市有建築物のアスベスト除去推進及び封じ込め等管理の徹底
- (2) 民間建築物の使用実態調査
- (3) 補助制度の活用及び普及啓発

方針2 建築物の解体等工事からのアスベスト飛散防止

【目的】

アスベスト除去等工事について、関係機関等の連携を強化し、届出漏れの防止や工事の監視・指導を行い、適正な工事の施工及びアスベスト含有廃棄物の適正な処理を推進する。

【施策】

- (1) 工事の届出漏れ防止
- (2) 工事の監視・指導
- (3) 廃棄物の適正処理

方針3 情報の一元化、市民への情報発信

【目的】

積極的な情報発信に努め、市民の安全・安心の確保を図る。一般環境大気中のアスベスト濃度を測定し、アスベストによる大気汚染の状況を把握する。

【施策】

- (1) 市民への積極的な情報発信
- (2) 市民相談等への対応
- (3) 一般環境大気中のアスベスト濃度調査
- (4) アスベストに関する調査・研究

方針4 災害時のアスベスト飛散・ばく露防止

【目的】

災害時におけるアスベスト使用建築物の損壊、それに伴う解体工事等について、「福岡市地域防災計画」に基づき、速やかに適切な対策を実施し、アスベストの飛散防止を図る。

【施策】

- (1) 建築物の損壊、解体工事等に伴うアスベストの飛散防止
- (2) 廃棄物の処理に伴うアスベストの飛散防止
- (3) 市民等への情報発信

5 方針別の施策の展開

方針1 建築物のアスベスト除去推進

(1) 市有建築物のアスベストの除去推進及び封じ込め等管理の徹底

【 財政局・こども未来局・保健福祉局・住宅都市局・教育委員会 】

- ① 市有建築物におけるアスベスト使用実態調査及び除去等の実施
 - ・吹付けアスベスト等の使用実態等を把握し、除去等の適切な対応を行う。
 - ・アスベスト含有保温材等について、石綿障害予防規則及び国からの通知に基づくばく露防止のための適切な措置を行う。

- ② 吹付けアスベスト等の封じ込め，囲い込み済み施設の適切な管理
 - ・「市有建築物における吹付けアスベスト等の封じ込め，囲い込み済み施設の維持点検要領」に基づく適切な管理を行う。
 - ・劣化や損傷の状況，施設の利用状況を踏まえ，除去等の必要な処理を行う。
 - ・改修等を行う際には，必要に応じて，除去等必要な処理を行う。

- ③ 国からの通知や新たな知見等に対する適切な対応
 - ・国からの通知や新たな知見等に対しては，適切に対応する。

取組	内 容	担当局
市有建築物 (市営住宅除く)の調査・対策	<p>アスベスト使用実態調査の実施と除去等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期的に施設管理者へ使用実態調査を依頼し、吹付けアスベスト等の使用状況等を把握する。 ○吹付けアスベスト等の使用が確認された場合は、除去等の適切な処理を推進する。 ○アスベスト含有保温材等について、定期的に施設管理者へ点検を依頼し、ばく露等防止のための適切な措置を推進する。 <p>封じ込め，囲い込み済み施設等の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「市有建築物における吹付けアスベスト等の封じ込め，囲い込み済み施設の維持点検要領」に基づく点検の実施を施設管理者へ定期的に依頼し、管理が適切に行われているか確認する。 	財政局

	<p>○封じ込め等処理部分の破損及び劣化を施設管理者が確認した場合は、速やかに補修を行うよう推進する。</p> <p>○封じ込め、囲い込み済み施設については、改修等を行う際には、必要に応じて、除去等必要な処理を推進する。</p>	
市有の児童福祉施設の調査・対策	<p><u>アスベスト使用実態調査の実施と除去等の推進</u></p> <p>○厚生労働省からの通知に基づく市有の児童福祉施設の使用実態調査において、吹付けアスベスト等の未処理施設及び封じ込め、囲い込み処理施設はない（平成30年1月31日現在）。</p> <p>○アスベスト含有保温材等について、厚生労働省からの通知に基づき、ばく露等防止のための適切な措置を行う。</p>	こども未来局
市有の高齢者・障がい者福祉施設及び病院施設の調査・対策	<p><u>アスベスト使用実態調査の実施と除去等の推進</u></p> <p>○厚生労働省からの通知に基づく市有の高齢者・障がい者福祉施設及び病院施設の使用実態調査において、吹付けアスベスト等の未処理施設及び封じ込め、囲い込み処理施設はない（平成30年1月31日現在）。</p> <p>○アスベスト含有保温材等について、厚生労働省からの通知に基づき、ばく露等防止のための適切な措置を行う。</p>	保健福祉局
市営住宅の調査・対策	<p><u>アスベスト使用実態調査の実施と維持管理の徹底</u></p> <p>○国土交通省からの通知に基づく市営住宅の使用実態調査において、アスベスト含有吹付けひる石の使用が確認されている市営住宅の維持管理を徹底する（平成30年1月31日現在）。</p> <p>○アスベスト含有保温材等について、ばく露等防止のための適切な措置を行う。</p>	住宅都市局

	<p>○改修工事や入退去時の空き家修繕の際には、アスベストが含有している吹付ひる石材の囲い込み工事を順次実施する。</p>	
<p>学校施設の調査・対策</p>	<p><u>アスベスト使用実態調査の実施と除去等の推進</u></p> <p>○文部科学省からの通知に基づく市立学校の使用実態調査において、吹付けアスベスト等の未処理施設はない（平成30年1月31日現在）。</p> <p>○アスベスト含有保温材等について、文部科学省からの通知に基づき、ばく露等防止のための適切な措置を行う。</p> <p><u>封じ込め、囲い込み済み施設等の管理</u></p> <p>○封じ込め、囲い込み済み施設の維持管理を徹底する。</p> <p>○改修等を行う際には、除去等必要な処理を行う。</p>	<p>教育委員会</p>

方針1 建築物のアスベスト除去推進

(2) 民間建築物の使用実態調査

【 住宅都市局 ・ こども未来局 ・ 保健福祉局 】

① 吹付けアスベスト等の使用実態調査の推進

- ・ 大規模建築物（延べ面積 1,000 m² 以上）の使用実態調査を実施する。
- ・ 大規模建築物以外（延べ面積 1,000 m² 未満）の使用実態調査を実施する。

② 関係部局とアスベスト使用実態調査結果の共有化

- ・ 吹付けアスベスト等の使用実態調査結果を関係部局で共有する。

③ アスベスト飛散防止策の徹底及び除去推進の啓発

- ・ 吹付けアスベスト等の未処理及び封じ込め，囲い込み済みの建築物に対して，飛散防止策の徹底及び除去推進の啓発を行う。

④ 国からの通知や新たな知見等に対する適切な対応

- ・ 国からの通知や新たな知見等に対しては，適切に対応する。

取組	内容	担当局
民間建築物の調査・対策	<p>大規模建築物の吹付けアスベスト等使用実態調査</p> <p>○国土交通省からの通知に基づく大規模建築物（延べ面積 1,000 m² 以上）の使用実態調査について，未報告物件を引き続き調査する。</p> <p>大規模建築物以外の吹付けアスベスト等使用実態調査</p> <p>○大規模建築物以外（延べ面積 1,000 m² 未満）の使用実態調査について，吹付けアスベスト等を使用している可能性がある建築物を対象に，引き続き調査を実施する。</p> <p>（ 【調査対象】 ・ 倉庫 ・ 自動車車庫 ・ 物販店舗 ・ 工場 ・ 複合用途（店舗部分も含む） ・ 共同住宅 等 ）</p>	住宅都市局

	<p><u>吹付けアスベスト等の使用実態調査の共有化</u></p> <p>○吹付けアスベスト等の使用実態調査結果のマップ化を進め、調査結果と併せて、関係部局と情報共有する。</p> <p><u>使用実態調査等に基づくアスベスト除去推進の啓発</u></p> <p>○吹付けアスベスト等の未処理及び封じ込め、囲い込み済み建築物に対して、飛散防止策の徹底及び除去推進の啓発を行う。</p>	
<p>民間の児童福祉施設の調査・対策</p>	<p><u>アスベスト使用実態調査の実施と除去等の推進</u></p> <p>○厚生労働省からの通知に基づく民間の児童福祉施設の使用実態調査において、吹付けアスベスト等の使用の有無が不明であった施設に対して、追加調査及び必要に応じて飛散防止策の徹底及び除去推進の啓発を行う（平成30年1月31日現在）。</p> <p>○アスベスト含有保温材等について、厚生労働省からの通知に基づき、ばく露等防止のための適切な措置を周知徹底する。</p> <p><u>封じ込め、囲い込み済み施設等の管理</u></p> <p>○封じ込め、囲い込み済み施設の飛散防止策の徹底、除去推進の啓発を行う。</p>	<p>こども未来局</p>
<p>民間の高齢者障がい者福祉施設及び病院施設の調査・対策</p>	<p><u>アスベスト使用実態調査の実施と除去等の推進</u></p> <p>○厚生労働省からの通知に基づく民間の高齢者・障がい者福祉施設及び病院施設の使用実態調査において、吹付けアスベスト等が未処理である施設に対して、飛散防止策の徹底、除去推進の啓発を行う。また、吹付けアスベスト等の使用の有無が不明であった施設に対して、追加調査及び必要に応じて除去推進の啓発を行う（平成30年1月31日現在）。</p>	<p>保健福祉局</p>

	<p>○アスベスト含有保温材等について，厚生労働省からの通知に基づき，ばく露等防止のための適切な措置を周知徹底する。</p> <p>封じ込め，囲い込み済み施設等の管理</p> <p>○封じ込め，囲い込み済み施設の飛散防止策の徹底，除去推進の啓発を行う。</p>	
--	---	--

方針1 建築物のアスベスト除去推進

(3) 補助制度の活用及び普及啓発

【住宅都市局】

① 分析調査や除去等工事費用の補助制度の活用及び周知

- ・吹付けアスベスト等の除去等を促すため，分析調査や除去等工事費用の補助制度について，補助継続中は普及啓発を行う。

取組	内容	担当局
補助制度の活用及び普及啓発	<p>補助制度の活用及び普及啓発</p> <p>○民間建築物に使用されている吹付けアスベスト及びアスベストを含有する吹付けロックウールの分析調査・除去等工事にかかる費用の補助制度について，民間建築物の使用実態調査時や市政だより等を活用して，補助継続中は普及啓発を行う。</p> <p>補助事業継続に係る検討</p> <p>○予算の確保の観点から，社会資本整備総合交付金（国土交通省所管の地方公共団体向け交付金）の継続要望も含め検討を行う。</p>	住宅都市局

方針2 建築物の解体等工事からのアスベスト飛散防止

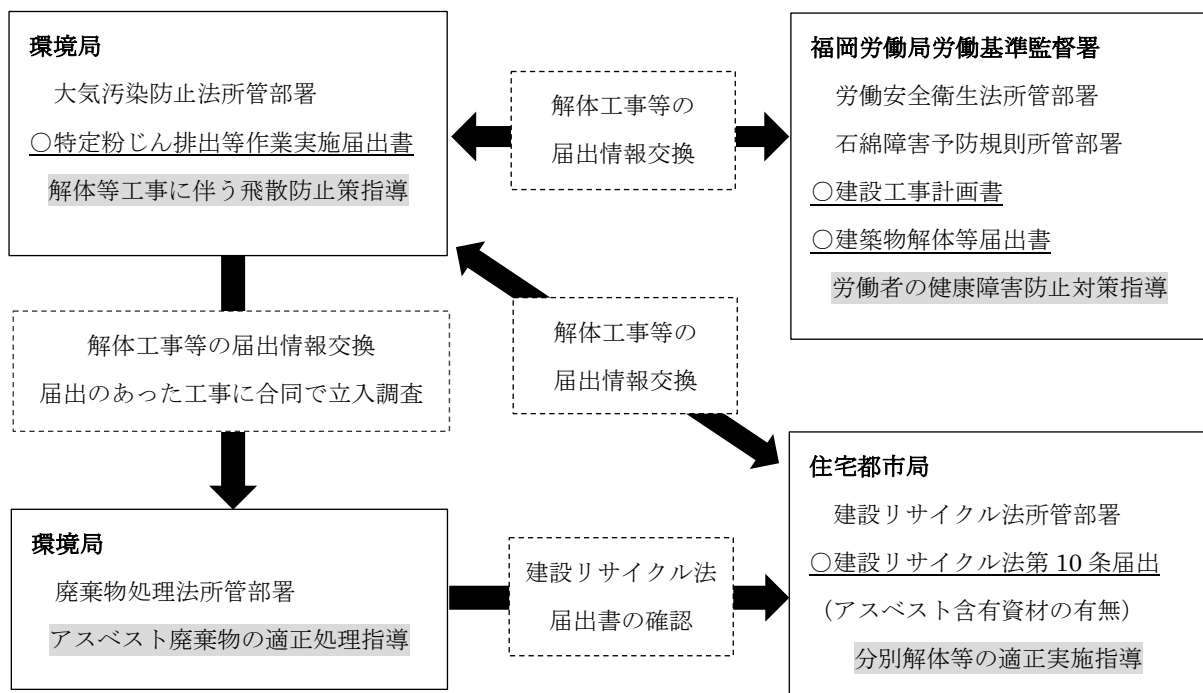
(1) 工事の届出漏れ防止

【 環境局 ・ 住宅都市局 】

① 関係局・関係機関との届出情報等の共有・活用

- ・ 工事の届出漏れを未然に防止するため、関係局・関係機関とアスベスト除去等工事に係る届出情報等を共有・活用する。

取組	内容	担当局
工事の届出漏れ防止	<p>関係局・関係機関との届出情報等の共有・活用</p> <p>○大気汚染防止法，廃棄物処理法，建設リサイクル法，労働安全衛生法，石綿障害予防規則を所管する関係局・関係機関の連携を強化し，定期的に届出情報の交換を行う。（下図参照）</p> <p>○共有した届出情報やアスベスト使用実態調査結果を活用し，届出漏れの未然防止を図る。</p> <p>○通報が寄せられた場合等には，ただちに関係局・関係機関の届出情報等を確認できる体制を維持していく。</p>	<p>環境局 住宅都市局</p>



アスベスト除去等工事に係る届出の交換体制

方針2 建築物の解体等工事からのアスベスト飛散防止

(2) 工事の監視・指導

【 **環境局**・財政局・住宅都市局 】

① アスベスト除去等工事の監視・指導

- ・アスベスト除去等工事が関係法令に基づき適切に行われるよう監視・指導を行う。

② 市有建築物の解体・改修工事におけるアスベスト除去指導

- ・「アスベスト（石綿）除去改修工事仕様書」に基づき、適切に除去を行うよう指導する。

取組	内 容	担当局
アスベスト除去等工事の監視・指導	<p><u>アスベスト除去等工事の届出審査及び立入調査</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○大気汚染防止法第18条の15に基づく特定粉じん排出等作業(アスベスト除去等工事)の届出の審査を行う。 ○特定粉じん排出等作業の届出のあった工事について、原則全件に対して立入調査を行い、作業基準遵守等を指導する。 ○アスベスト飛散のおそれがある工事の全件について、作業現場の敷地境界等で大気濃度を測定し、環境大気中へのアスベスト飛散を監視する。 <p><u>解体等工事における事前調査の周知・指導</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の解体等に当たってのアスベスト使用の有無に関する事前調査を徹底するよう周知・指導する。 <p><u>非飛散性アスベストの適正除去の周知・指導</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○Pタイルやスレート等の非飛散性アスベストについて、「湿潤化して手ばらし」など適正に除去するよう周知・指導する。 	環境局

	<p><u>建設リサイクル法の届出審査及び立入調査</u></p> <p>○建設リサイクル法10条に基づく解体等工事の届出の受付を行い、必要に応じて工事の立入調査を行う。</p> <p><u>解体等工事における事前調査の周知・指導</u></p> <p>○建築物の解体等にあたっての建設リサイクル法の規定やアスベスト使用の有無に関する事前調査を徹底するよう周知・指導する。</p>	住宅都市局
市有建築物（市営住宅除く）の解体等工事における指導	<p><u>解体・改修工事におけるアスベストの飛散防止指導</u></p> <p>○「アスベスト（石綿）除去改修工事仕様書」に基づき、工事の前にアスベスト含有建材の有無を確認する事前調査及び工事における飛散防止について指導する。</p> <p><u>解体・改修工事における事前調査の推進</u></p> <p>○円滑に解体・改修工事を進めるため、工事計画の早期段階から施設管理者によるアスベスト含有建材の採取分析調査実施を推進する。</p> <p>○封じ込め、囲い込み済み施設について、解体・改修工事の際適切な処理ができるよう、関係課との情報を共有する。</p>	財政局
市営住宅の解体等工事における指導	<p><u>解体・改修工事におけるアスベストの飛散防止指導</u></p> <p>○「アスベスト（石綿）除去改修工事仕様書」に基づき、工事の前にアスベスト含有建材の有無を調査する事前調査及び工事における飛散防止について指導する。</p>	住宅都市局

方針2 建築物の解体等工事からのアスベスト飛散防止

(3) 廃棄物の適正処理

【 環境局 】

① アスベスト含有廃棄物の適正処理の指導

- ・ 除去される吹付けアスベスト等及びアスベストを含む産業廃棄物が廃棄物処理法に基づき、適正に処理されるよう確認・指導を行う。

取組	内 容	担当局
除去される吹付けアスベスト等の適正処理指導	<p>除去される吹付けアスベスト等の適正処理指導</p> <p>○特定粉じん排出等作業の届出のあった工事について、原則全件の届出確認及び立入調査を行い、除去される吹付けアスベスト等の処理について廃棄物処理法に基づき適正処理されるよう、下記の事項等の確認・指導を行う。</p> <p>① 廃棄物処理委託契約書の内容 ② 特別管理産業廃棄物管理責任者設置の有無 ③ 廃棄物の保管状況 ④ マニフェストの内容</p>	環境局
アスベストを含む産業廃棄物の適正処理指導	<p>アスベストを含む産業廃棄物等の適正処理指導</p> <p>○産業廃棄物処理計画*が提出された工事に立入調査を行い、下記の事項等を確認する。当該工事においてアスベストを含む波型スレートなどの産業廃棄物が排出される場合は、その適正処理について併せて確認・指導を行う。</p> <p>① 廃棄物処理委託契約書の内容 ② 廃棄物の保管状況 ③ マニフェストの内容</p> <p>※「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき、産業廃棄物の発生見込量が500m³以上の工事に対して、提出義務付け</p>	環境局

方針3 情報の一元化，市民への情報発信

(1) 市民への積極的な情報の発信

【 **環境局**・財政局・こども未来局・保健福祉局・住宅都市局・教育委員会 】

① アスベストに関する情報の一元化と情報発信

- ・アスベストに関する情報を一元化し，福岡市ホームページ等において情報を積極的に発信する。

取組	内 容	担当局
情報の一元化	情報の一元化	環境局
関連法の周知	○アスベストに関する情報を福岡市ホームページ等で一元化し，市民へ積極的に情報発信を行う。 法規定等の周知 ○大気汚染防止法及び廃棄物処理法の規定について周知する。 ○建築物の解体等にあたっての事前調査の徹底を周知する。	
市有建築物の調査結果集計	調査結果のとりまとめ ○市有建築物（市営住宅除く）のアスベスト使用実態調査結果についてとりまとめる。	財政局
児童福祉施設の調査結果集計	調査結果のとりまとめ ○児童福祉施設のアスベスト使用実態調査結果についてとりまとめる。	こども未来局
病院施設等の調査結果集計	調査結果のとりまとめ ○高齢者・障がい者福祉施設及び病院施設のアスベスト使用実態調査結果についてとりまとめる。	保健福祉局

<p>民間建築物及び市営住宅の調査結果集計 関連法の周知</p>	<p><u>調査結果のとりまとめ</u></p> <p>○民間建築物及び市営住宅のアスベスト使用実態調査結果についてとりまとめる。</p> <p><u>法規定等の周知</u></p> <p>○建築基準法及び建設リサイクル法の規定について周知する。</p> <p>○建築物の解体等にあたっての事前調査の徹底を周知する。</p>	<p>住宅都市局</p>
<p>学校施設の調査結果集計</p>	<p><u>調査結果のとりまとめ</u></p> <p>○学校施設のアスベスト使用実態調査結果についてとりまとめる。</p>	<p>教育委員会</p>

方針3 情報の一元化, 市民への情報発信

(2) 市民相談等への対応

【 環境局・財政局・こども未来局・保健福祉局・住宅都市局・教育委員会 】

① アスベストに係る市民相談等への対応

・関係部局において、アスベストに係る市民相談等を受け付ける。

取組	内 容	担当局
市民相談への対応	<u>相談の受付</u>	
	○アスベスト除去等工事の届出及び飛散防止策の相談（大気汚染防止法），廃棄物の処理についての相談を受け付ける。	環境局
	○市有建築物（市営住宅を除く）のアスベストの使用状況や除去等工事に関する質問に対応する。 （各施設の詳細については，施設管理局で対応。）	財政局
	○児童福祉施設のアスベストに関する相談を受け付ける。	こども未来局
	○アスベストによる健康不安・健康被害に関する相談並びに高齢者・障がい者福祉施設及び病院施設のアスベストに関する相談を受け付ける。	保健福祉局
	○民間建築物及び市営住宅のアスベストに関する相談を受け付ける。	住宅都市局
○学校施設のアスベストに関する相談を受け付ける。	教育委員会	

方針3 情報の一元化, 市民への情報発信

(3) 一般環境大気中のアスベスト濃度調査

【環境局】

① 一般環境大気中のアスベスト濃度調査

- ・一般環境大気中のアスベスト濃度調査を実施し, アスベストによる大気汚染の状況を把握する。

取組	内容	担当局
一般環境大気中のアスベスト濃度調査	<u>一般環境大気中のアスベスト濃度調査</u> ○一般環境大気中のアスベスト濃度調査を継続的に実施する。	環境局

方針3 情報の一元化, 市民への情報発信

(4) アスベストに関する調査・研究

【環境局】

① アスベストに関する調査・研究

- ・アスベストに関する調査・研究を必要に応じて実施し, 知見を蓄積する。

取組	内容	担当局
アスベストに関する調査・研究	<u>アスベストに関する調査・研究</u> ○関係局と連携し, アスベストに関する調査・研究を必要に応じて実施し, 知見を蓄積する。	環境局

方針4 災害時のアスベスト飛散・ばく露防止

(1) 建築物の損壊、解体工事等に伴うアスベストの飛散防止

【 環境局・財政局・こども未来局・保健福祉局・住宅都市局・教育委員会 】

① 建築物の損壊に伴うアスベスト飛散防止

- ・アスベストの飛散を防止するために、「福岡市地域防災計画」に基づき、速やかに適切な対策を実施する。

② 被災建築物の解体工事等に伴うアスベスト飛散防止

- ・被災建築物の解体・撤去に伴うアスベスト除去等工事が、関係法令等に基づき適正に行われるよう監視・指導を行う。

取組	内 容	担当局
民間建築物からのアスベスト飛散防止策	<p>飛散のおそれのある建築物の把握と飛散防止策</p> <p>○応急危険度判定結果とアスベスト使用実態調査結果を踏まえ、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に準じて、損壊した民間建築物のアスベスト露出状況調査を関係局及びアスベスト関連団体が連携して実施する。吹付けアスベスト等が外部に露出し、環境大気中に飛散するおそれのある個所については、建築物管理者等に飛散防止措置の実施を要請する。</p>	環境局 住宅都市局
市有建築物（市営住宅除く）からのアスベスト飛散防止策	<p>飛散のおそれのある施設の把握と飛散防止策</p> <p>○定期的に施設管理者へ使用実態調査を依頼し、吹付けアスベスト等の使用状況等を把握する。</p> <p>○飛散防止策については、施設管理者へ「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に準じた対応をするよう指導する。</p>	財政局
児童福祉施設からのアスベスト飛散防止策	<p>飛散のおそれのある個所の把握と飛散防止策</p> <p>○市有の児童福祉施設については、アスベスト飛散のおそれのある個所を把握し、飛散防止措置を実施する。</p>	こども未来局

	○民間の児童福祉施設については、施設管理者にアスベスト飛散のおそれのある個所の把握と飛散防止措置の実施を要請する。	
高齢者・障がい者福祉施設及び病院施設からのアスベスト飛散防止策	<p>飛散のおそれのある個所の把握と飛散防止策</p> <p>○市有の高齢者・障がい者福祉施設及び病院施設については、アスベスト飛散のおそれのある個所を把握し、飛散防止措置を実施する。</p> <p>○民間の高齢者・障がい者福祉施設及び病院施設については、施設管理者にアスベスト飛散のおそれのある個所の把握と飛散防止措置の実施を要請する。</p>	保健福祉局
市営住宅からのアスベスト飛散防止策	<p>飛散のおそれのある個所の把握と飛散防止策</p> <p>○アスベスト飛散のおそれのある個所を把握し、飛散防止措置を実施する。</p>	住宅都市局
学校施設からのアスベスト飛散防止策	<p>飛散のおそれのある個所の把握と飛散防止策</p> <p>○アスベスト飛散のおそれのある個所を把握し、飛散防止措置を実施する。</p>	教育委員会
被災建築物の解体・撤去に伴う飛散防止策	<p>アスベスト除去等工事の監視・指導</p> <p>○特定粉じん排出等作業の届出のあった工事に対して、届出確認及び立入調査を行う。</p> <p>○「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に準じて、アスベストの飛散防止策を実施するよう指導する。</p>	環境局
	<p>市有建築物のアスベスト除去等工事の監理・指導</p> <p>○「アスベスト（石綿）除去改修工事仕様書」に基づき、工事の前にアスベスト含有建材の有無を確認する事前調査及び工事における飛散防止について指導する。</p>	<p>財政局</p> <p>住宅都市局</p>

方針4 災害時のアスベスト飛散・ばく露防止

(2) 廃棄物処理に伴うアスベストの飛散防止

【 環境局 】

- ① アスベスト含有廃棄物の適正処理指導及び仮置場等での分別保管指導
・「福岡市震災廃棄物処理計画」等に基づき、アスベスト含有廃棄物の適正処理及び仮置場等での分別保管を指導する。

取組	内 容	担当局
廃棄物からの飛散防止策	<p><u>アスベスト含有廃棄物の適正処理指導</u></p> <p>○特定粉じん排出等作業の届出のあった工事に対して、届出確認及び立入調査を行う。</p> <p><u>仮置場等での分別保管指導等</u></p> <p>○除去された吹付けアスベスト等の仮置場への持ち込み禁止、アスベストを含む産業廃棄物の仮置場等での分別保管等についての問い合わせ対応を行う。</p> <p>○仮置場における破砕処理現場周辺作業では、適切なマスクを着用し、散水等を適宜行うよう指導する。</p>	環境局

方針4 災害時のアスベスト飛散・ばく露防止

(3) 市民等への情報発信

【 環境局・保健福祉局・住宅都市局・市民局 】

- ① マスク着用等のばく露防止に関する情報発信
 - ・市民や市職員に，マスク着用等のばく露防止のための情報発信を行う。
- ② 被災地域における一般環境大気中のアスベスト濃度測定
 - ・被災地域における一般環境大気中のアスベスト濃度測定を必要に応じて実施する。

取組	内 容	担当局
ばく露防止に関する情報発信	<u>マスク着用等の情報発信</u>	
	○保健所と連携し，市民や市職員にマスクの着用等のばく露防止のための情報発信を行う。	保健福祉局
	○アスベストにばく露するおそれがある作業等を行う市民や市職員に，マスクの着用等のばく露防止のための情報発信を行う。	環境局 住宅都市局
	○ボランティアセンター（社会福祉協議会）等を通じて，アスベストにばく露するおそれがある作業等を行う市民（ボランティア）に，マスクの着用等のばく露防止のための情報発信を行う。	市民局
被災地域におけるアスベスト濃度調査	<u>被災地域におけるアスベスト濃度調査</u> ○被災地域等において，必要に応じて，一般環境大気中のアスベスト濃度を測定して，ホームページ等で公表する。	環境局

6 施策の進行管理

本推進プランに定めた施策を関係局（別表）が連携して推進し、施策の進行管理は災害時対応を除いてアスベスト対策調整部会において行う。

別表 役割分担

関 連 業 務	担当局
○市有建築物（市営住宅除く）のアスベスト対策 ○市有建築物（市営住宅除く）の解体等工事における飛散防止のための監理・指導 等	財政局
○児童福祉施設のアスベスト対策 等	こども未来局
○高齢者・障がい者施設，病院施設のアスベスト対策 ○アスベストによる健康被害等に関する相談 等	保健福祉局
○大気汚染防止法に基づくアスベスト除去等工事の監視・指導 ○廃棄物処理法等に基づくアスベスト含有廃棄物処理の監視・指導 ○アスベストに関する調査・研究 ○アスベスト対策調整部会に関する事務 等	環境局
○市営住宅のアスベスト対策 ○民間建築物のアスベスト使用実態調査と除去推進 ○建設リサイクル法に基づく分別解体等の監視・指導 等	住宅都市局
○学校施設のアスベスト対策 等	教育委員会

【用語の定義】

- | | |
|--|---|
| ○ 関係局 | 福岡市役所内の関係局（財政局，こども未来局，保健福祉局，環境局，住宅都市局，教育委員会）をいう。 |
| ○ 関係機関 | 福岡労働局・労働基準監督署をいう。 |
| ○ 局名 | 該当する施策の主管局を表す |
| ○ アスベスト除去等工事 | 大気汚染防止法または労働安全衛生法等によって届出が義務付けられている，吹付けアスベスト等，アスベストを含有する断熱材・保温材・耐火被覆材を除去，封じ込めまたは囲い込みする作業をいう。 |
| ○ 吹付けアスベスト等 | 以下4種の総称をいう。 <ul style="list-style-type: none">・ 吹付けアスベスト : アスベストにセメント等の結合剤と水を加えた吹付け材・ 吹付けロックウール : アスベスト含有量が 0.1%超のロックウール吹付け材・ 吹付けパーライト : アスベスト含有量が 0.1%超のパーライト吹付け材・ 吹付けひる石 : アスベスト含有量が 0.1%超のひる石吹付け材 |
| ○ アスベスト含有保温材等 | アスベストを含有する保温材・耐火被覆材・断熱材 |

【施策の体系図】

1 建築物のアスベスト除去推進

施策(1) 市有建築物のアスベスト除去推進及び封じ込め等管理の徹底

- 市有建築物(市営住宅を除く) (財政局)
- 児童福祉施設 (こども未来局)
- 高齢者・障がい者福祉施設, 病院施設 (保健福祉局)
- 市営住宅 (住宅都市局)
- 学校施設 (教育委員会)

施策(2) 民間建築物の使用実態調査

- 民間建築物 (住宅都市局)
- 児童福祉施設 (こども未来局)
- 高齢者・障がい者福祉施設, 病院施設 (保健福祉局)

施策(3) 補助制度の活用及び普及啓発 (住宅都市局)

2 建築物の解体等工事からのアスベスト飛散防止

施策(1) 工事の届出漏れ防止 (環境局, 住宅都市局)

施策(2) 工事の監視・指導

- 大気汚染防止法 (環境局)
- 建設リサイクル法 (住宅都市局)
- アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書 (財政局)

施策(3) 廃棄物の適正処理

- 廃棄物処理法 (環境局)

3 情報の一元化, 市民への情報発信

施策(1) 市民への積極的な情報の発信

- 情報の一元化及び積極的な情報発信, 大気汚染防止法及び廃棄物処理法の規定の周知 (環境局)
- 市有建築物(市営住宅を除く)の調査結果とりまとめ (財政局)
- 児童福祉施設の調査結果とりまとめ (こども未来局)
- 高齢者・障がい者福祉施設, 病院施設の調査結果とりまとめ (保健福祉局)
- 市営住宅及び民間建築物の調査結果とりまとめ, 建築基準法及び建設リサイクル法の規定の周知 (住宅都市局)
- 学校施設の調査結果とりまとめ (教育委員会)

施策(2) 市民相談等への対応

- アスベスト除去等工事(大気汚染防止法), 廃棄物の処理 (環境局)
- 市有建築物(市営住宅除く) (財政局)
- 児童福祉施設 (こども未来局)
- アスベストによる健康不安・健康被害, 高齢者・障がい者福祉施設, 病院施設 (保健福祉局)
- 民間建築物及び市営住宅 (住宅都市局)
- 学校施設 (教育委員会)

施策(3) 一般環境大気中のアスベスト濃度調査 (環境局)

施策(4) アスベストに関する調査・研究 (環境局)

4 災害時のアスベスト飛散・ばく露防止

施策(1) 建築物の損壊, 解体工事等に伴うアスベストの飛散防止

- 民間建築物 (環境局, 住宅都市局)
- 市有建築物(市営住宅を除く) (財政局)
- 児童福祉施設 (こども未来局)
- 高齢者・障がい者福祉施設, 病院施設 (保健福祉局)
- 市営住宅 (住宅都市局)
- 学校施設 (教育委員会)

施策(2) 廃棄物処理に伴うアスベストの飛散防止 (環境局)

施策(3) 市民等への情報発信 (環境局)

- マスク着用等の情報発信 (保健福祉局, 環境局, 住宅都市局, 市民局)
- 被災地域におけるアスベスト濃度調査 (環境局)